

[事案 30-186] 新契約無効請求

・令和2年2月29日 裁定不調

<事案の概要>

契約の必要がなくなったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に終身保険（契約①）および米ドル建一時払終身保険（契約②）を契約したが、契約①については当初希望していた内容と実際の契約内容が違うことから取消しを申し出たところ、契約は取り消された。契約②についても、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 募集人から、契約②を毎年一部解約して契約①の年払保険料に充てていけばよい、銀行預金においておくよりもよい、との説明を受け、契約②を契約したものであり、契約①が取り消されたため、契約②の必要がなくなった。
- (2) 契約時、市場価格調整など途中解約リスクに関して募集人から説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約②を減額して契約①の保険料に充当することを前提にした保険募集は行っていない。
- (2) 募集人は、解約時に適用される市場価格調整や解約控除について申立人に説明している。また、別の担当社員からの電話による契約内容確認の際にも、申立人は市場価格調整や解約控除について理解している旨を回答している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①の取消しがあったとしても契約②を取消しまたは無効とすべき固有の原因があるとは認められず、募集人が途中解約リスクに関して説明しなかったとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 申立人は、契約時、前の勤務先を退職しており、契約①および契約②の保険料の原資は、その退職金の約半額であり、再就職が決まっていたとしても、契約①の年払保険料を15年間払い続けることには無理があると言わざるを得ない。
- (2) 申立人は、募集人の提案に従って、契約②を毎年一部解約して、その解約返戻金を契約①の年払保険料に充てようとしていたが、それでも保険料を払い続けることが困難なときには保険金額を減額するか、払済保険にすることが提案されていたところ、減額や払済保険にすることを契約当初から想定することは健全な募集とはいえない。
- (3) 契約①の保険料の払込みに充てるために、リスク性商品である契約②を勧誘することは適切とはいえない。